

台湾で低病原性鳥インフルエンザ (H5N2)が新たに発生！

侵入防止対策の徹底をお願いします！

- ◆ 本年1月6日に採卵鶏で本病の新たな確認がありました。
(発生日:H23年11月25日、確定日:H24年1月6日、発生場所:彰化県)
- ◆ 最近、香港、インド、ブータンなどのアジア諸国では高病原性鳥インフルエンザが発生しています。
(次ページの海外の発生状況の地図を参考にして下さい。)
- ◆ 引き続き、以下の点に注意して防疫対策の徹底をお願いします。

飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いします！

- ・ 飼養家さんの健康観察、異常の早期発見、早期通報
- ・ 野生動物などの鶏舎への侵入防止
- ・ 農場、鶏舎の出入口での消毒の徹底
- ・ 関係者以外の農場への立入制限
- ・ 発生国への渡航の自粛
- ・ 入退場する人や車両についての記録と消毒の徹底



異常を見つけたら、すぐに家畜保健衛生所に連絡してください。

岐阜県ホームページに家畜伝染病予防法改正についての情報を掲載しています。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/oshirase/kachiku-densenbyo-yoboho-kaisei.html>

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp